

EU 政治過程におけるリベラルと保守の対抗関係

—欧州議会での政党会派間連携を中心に—

原田 徹

概要

2010年代に入り、EU域内に起因する「リベラルー保守」に関わる争点が、通常のEU政治過程、特に、欧州議会の審議過程で対立軸を構成する新たな事態が生じている。この対立構造を欧州議会での政党会派間の連携・対抗状況に見出し、そこで争点化した三つの事例を通じて解明している。仏UMP政権のロマ追放への糾弾事例と、ハンガリーのオルバン政権の統治スタイルへの糾弾事例では、リベラル陣営による保守的事象への糾弾を基調とし、欧州議会採択決議を巡る対抗関係を検証している。第三事例は、前二者と対照検証するリベラル牽引型の事例として「企業社外取締役のジェンダーバランス改善指令案」の審議・票決状況を検証している。検証の結果、リベラル志向4会派連携（リベラル会派ALDE＋中道左派S&D＋環境会派Verts-ALE＋左翼会派GUE/NGL）と保守志向2会派連携（中道右派EPP＋保守会派ECR）との対抗関係が基調であるものの、結束度が高いリベラル4会派連携に比べ、保守2会派連携は国内政治の対抗関係が欧州議会の会派連携内で作用して結束度が低いことを見出している。また、保守勢力を追及する局面では結束度が高いリベラル勢力も、能動的にリベラルな価値実現を追求する際には、矛盾を内包して埋没するALDE以上に、むしろS&Dが牽引してEPPを取り込み、二大政党会派連携を形成しつつ、単独保守ECRと対抗するなど、牽引会派の変化や、会派間連携の対立構造自体が変容することを発見している。

1. はじめに

EU政治を、その対外面ではなく、EU域内のガバナンスに関わる「内政」という意味での政治現象として捉えるとき、その政治的対立軸は、従来は経済面での左右次元を中心に展開してきた。たとえば、EU域内単一市場での脱規制や再規制の密度、域内経済格差是正の問題、債務危機の対応問題（緊縮財政路線か経済成長路線か）などである。しかし、2010年代に入り、域内事象を契機として、第一義的には経済面からは規定し難い「リベラルー保守」の価値に関わる対立次元が、EU政治で現れ始めている。

たしかに、従来から、リベラルな価値の表出としての環境政策がEUで取り込まれるなかで、環境規制の密度がEU域内市場での自由な経済活動との関係で争点となるケースは見られてきたが、これは半ば経済面の対立軸に吸収されたものだった。また、保守的価値の表出形態としては、いわばナショナリズムや国家主権を重視する加盟国政府の選好が、EUの基本条約改正交渉期間という時限的範囲において、EU－加盟国間での権限配分問題として争点化することはあった。しかし、確定した基本条約に基づき展開される通常のEU政治過程（＝官僚機構である欧州委員会、加盟国閣僚で構成される閣僚理事会、直接選挙による選出議員で構成される欧州議会というEUの主要三機関を通じた審議過程。法案については、欧州委員会がその提案権限を独占し、閣僚理事会と欧州議会が二院制の如く立法権を持つ。欧州議会は独自の決議も採択できる。）の場において、保守的価値に関わる争点が扱われることはなかった。不法第三国民が引き起こす犯罪・テロ対策も保守的価値に関わる事象ではあるが、EU域外に由来

する対外問題としての性質を帯びてきた。

ところが、2010年代に入ると、EU域内に起因する「リベラルー保守」に関わる争点¹が、通常のEU政治過程、特に、欧州議会の審議過程で対立軸を構成するという新たな事象が生じている。その表出形態は、EU域内で保守的価値に関わる問題が惹起し、それが経済的対立次元に回収されることもなく、「リベラルー保守」の独立した対立次元での剥き出しの争点として、欧州議会で審議対象になるというものである。具体的な審議対象は、本論の事例で取り扱う、民族的マイノリティへの差別的待遇に関わる仏・サルコジ政権によるロマ追放問題、及び、民主主義や「法の支配」の尊重の侵害疑惑に関わるハンガリー・オルバン政権の統治スタイルの問題である。本稿では直接に検証範囲に含めないが、2015年10月成立のポーランド「法と正義」政権の統治スタイルも、ハンガリーのオルバン政権に類似する形で争点化している。こうしたEU域内起源の保守的価値の表出に直面して、リベラルな価値を尊重する勢力が対抗的に追及するという構図が、欧州議会を舞台にして生じ始めている。

もちろん、当のヨーロッパ地域で、こうした「リベラルー保守」の対立次元に関わる諸問題は従来から存在した。ただ、それらは各国内政治という相対的に閉じた政治空間内で処理される一方、EU政治のアジェンダとなることは無かった¹。では、なぜ、2010年代からEU政治過程でのアジェンダ化が可能となったのか。その理由は、決定的には、2009年12月発効のリスボン条約に連動する形で、とりわけリベラルな価値観に則った欧州基本権憲章²が正式な法的拘束力をもって発効し、「リベラルー保守」次元の問題にEUが関与する制度基盤が整ったからである。欧州基本権憲章は、民主主義や「法の支配」の原則の確認に加え、表現の自由、年齢・性別・宗教・民族・性的指向性等を含む平

等の保障などを規定しており、総じてリベラルな価値に沿う内容である。そのため、これらの法的根拠とともに、EU域内でリベラルな価値に抵触する保守的現象が生じる場合、あるいは、リベラルな価値を能動的に推進する動きに対して保守的な価値を尊重する勢力がその阻止を試みる場合に、「リベラルー保守」の対立契機が、通常のEU政治過程の場に持ち込まれることが可能になったのである。

本稿は、この2010年代のEU政治での「リベラルー保守」次元に基づく対立構造を、とりわけ欧州議会での政党党派間の連携・対抗状況に見出し、そこで争点化した点で共通する三つの事例を通じて具体的に解明するものである。付随的に欧州委員会の動きも射程に入れる。三つの事例のうち二つは、先述の仏・サルコジ政権によるロマ追放、ハンガリー・オルバン政権の統治スタイルが争点化された事例である。これらは主に保守的価値に関わる事象がリベラルな価値の志向勢力から追及される構図が欧州議会で展開した事例であり、リベラル勢力からすれば、望ましくない制約要素の除去に関わる「消極的自由」の追求行為と見ることができる。第三の事例としては、同時期に、リベラルな価値の志向勢力が「積極的自由」の追求行為として能動的にその価値の実現を目指し、それに保守勢力が対抗した事例として、男女平等というリベラルな価値の実現に関わる「企業社外取締役のジェンダーバランス改善に関する指令案」の審議・票決状況を取り扱う。域内由来事象をもとに保守的価値が明確に争点化したのは2014年までは前二者の事例に限られ、第三事例は前二者と対照検証するリベラル牽引型の事例として同時期・同アクター（欧州議会の議員構成が同一）によるものであり、これら三事例の選択は決して筆者による恣意的なものではない。検証手法としては、欧州議会を中心とするEU諸機関の公式一次資料及び各事例自体の先行研究

¹ 例外として、1999年に墮で極右と目されたイェルク・ハイダー党首の自由党を連立として含むシュツセル国民党・自由党連立政権が発足した際の2000年2月から7か月間にわたる、当時の他EU14国協調による墮政府との二国間関係停止事案があった。

² CHARTER OF FUNDAMENTAL RIGHTS OF THE EUROPEAN UNION
(http://www.europarl.europa.eu/charter/pdf/text_en.pdf)

2000年12月に欧州議会、閣僚理事会、欧州委員会による厳粛な宣言とともに公布されたEU市民の諸権利を定めた文書であり、2000年代半ばに起草・調印された欧州憲法条約ではその条文本体に組み込まれていたが、同憲法条約が仏蘭の国民投票での批准失敗で頓挫したことで、正式な法的効力は有しない状態となっていた。起草・調印当時のEU加盟国政府の多くが社会民主主義政権であったこと（15か国中13か国）が、同憲章の内容をリベラルな価値に与するものへと導いたと推察される。

及び関連報道を素材として、定性的な審議過程の叙述分析をとる。

欧州議会（検証対象期間の 2009 年～2014 年任期の第 7 期欧州議会）の政党会派は政治的志向性ごとに大きく 7 会派が存在する。まず、二大会派として、EPP（欧州人民党）、S&D（社会民主進歩同盟）がある。EPP が中道右派であり、各国のキリスト教民主主義政党や一部の保守政党、例えば、独 CDU/CSU、仏 UMP（現共和党）、ポーランド市民プラットフォーム、ハンガリーのフィデス等が属する。S&D が中道左派であり、各加盟国の社会民主主義政党、例えば独 SPD、仏社会党、英労働党等が属する。リベラル会派としては ALDE（欧州自由民主同盟）があり、英独の自由民主党、蘭の自由民主国民党及び民主 66 等が属する。保守会派としては ECR（欧州保守改革グループ）が存在し、主要な所属国内政党は、英保守党、ポーランド「法と正義」である。その他、環境会派 Verts-ALE（欧州緑グループ・欧州自由連盟）、左翼会派 GUE/NGL（欧州統一左派・北方緑の左派同盟）、各国極右政党等による EU 懐疑会派として EFD（自由と民主主義のヨーロッパ）がある。欧州議会での票決等に際し、これらの各会派は所属各国内政党に対し党議拘束的縛りかけるが、各国内政党はそれを逸脱した投票行動を見せることもままある。以上の 7 会派を検証対象期間の議員規模と併せて、経済面での対立軸における単一左右次元の左から右へと並べ直せば、GUE/NGL (35)、Verts-ALE (58)、S&D (195)、ALDE (85)、EPP (274)、ECR (56)、EFD (33) となる。本稿の検証で「リベラルー保守」対立次元に着目する際、これら 7 会派のうち、リベラルな価値の志向勢力の中心が ALDE であると想定するが、その真偽、及び真である場合は ALDE と他のどの会派が同調するかが検証の関心となる。また、保守的価値の志向勢力としては ECR を基本想定としつつ、EPP にも有力な保守国内政党が含まれるため、これらの会派間連携状況に着目する。さらに、リベラル志向の連携陣営と、保守志向の連携陣営の各々の陣営内での結束度合いをとりわけ注視していく。

本稿関連の先行研究は、EU の政治的対立構造に関する体系的な研究として、マークスとステューンベルゲン編著書でのヒックスら (Hix and Gabel 2004) によるものが挙げられる。た

だ、そこでは欧州議会政党会派の通時的な選挙マニフェストの回帰分析によって対立構造を析出する方法がとられ、欧州議会議員らの行動から直接分析する本稿の手法とは異なり、また、本稿対象時期よりも約 10 年遡る時期での検証であり、有効に「リベラルー保守」次元を捕捉できていない。同書でのマークスら (Marks, Hooghe and Wilson 2004) も、検証対象時期の制約をヒックスらの場合と共有しつつ、方法論としても、具体的な事例検証による本稿の場合とは異なり、欧州議会政党会派所属の各国内政党の選好につき各国政治専門家へのアンケート分析を基礎データとしている。一方、同書でのトーマッセンら (Thomassen and Noury 2004) の研究は、欧州議会議員の個別法令案に対する投票行動データを分析しており、エコノメトリックな手法である点が本稿の手法と異なるが、欧州議会議員らの行動に直接依拠している点で共通する。それでも、対象時期の制約に加え、欧州議会での保守的価値に関わる争点は個別法令案への票決分析だけでは捕捉できない（法令案ではなく決議案への審議・票決による）ために、有効に「リベラルー保守」次元を理解するには叙述検証分析が欠かせない。2011 年出版のマッケルロイらによる研究 (McElroy and Benoit 2011) でも 2010 年までの専門家アンケートを通じた各国内政党選好分析である。さらに、本稿で検証対象とする 2010 年以降の EU の政治的対立構造に関する先行研究としては、2013 年段階の収集データを含むホワイトフィールドらによる研究 (Whitefield and Rohrschneider 2015) が存在するが、欧州議会を構成する東西加盟国内政党の「EU に対する一般的賛否度合い」のみを、やはり各国政治専門家へのアンケート結果をもとに分析しているため、肝心の対立次元特性が捨棄されつつ、直接的な欧州議会の議員・政党会派の研究ともなっていない。要するに、先行研究はいずれも本稿で関心を有する欧州議会での「リベラルー保守」の対立次元を有効に捕捉できていない。本稿の検証は、先行研究の穴を埋めるべく、欧州議会政党会派やその議員らの行動の直接観察に基づきながら叙述的事例検証手法を通じて「リベラルー保守」対立次元を有効に把握できるため、先行研究には無い最新知見の提供で学術的貢献を果たすことになる。

2. 仏政府によるロマ追放問題への欧州議会決議

2.1 問題の発生状況

2010年2月に発足した第二次パローズ新欧州委員会では、前年12月の欧州基本権憲章の正式発効に対応して、同憲章関連事項を管轄する「正義・基本権・市民権」担当欧州委員の職が新たに設けられ、ルクセンブルクのキリスト教社会人民党（EPP）所属のヴィヴィアン・レディング（Vivian Reding）が就任した。レディングは、早速4月7日に政策文書を発し、元々主に東欧諸国で差別されつつ遍在してきた少数民族ロマの共同体を各国内での排除状態から救うべく、各加盟国でのEU資金による対策を促した（European Commission 2010）。ただし、この文書は法的義務を生じないあくまで勧告的なものである。ロマ民族は2004年のEU東方拡大に伴い西欧諸国に多く移動していたが、その移動先でも差別的排除状況にあることが危惧され、全EU加盟国の共通課題として、民族的マイノリティの非差別・平等実現という欧州基本権憲章に織り込まれたりベラルな価値に沿うものとして勧告が発せられたのであった。

一方、フランスでは2007年に誕生したサルコジ大統領とフィヨン首相によるUMP政権が2010年段階でも継続していた。同政権は2010年までは主に国内経済政策面での経済活性化策に注力したが、2010年以降、移民取締・治安維持等の保守的な志向性を強めてきた。典型的には2010年7月28日にサルコジは「反犯罪イニシアチブ」を打ち出した。それは「ロマ」との明言は無いものの、実質的には、ロマの違法キャンプ閉鎖や、不法行為を犯したルーマニア・ブルガリア出身のロマの国外追放方針を骨子としていた。具体的には、治安対策として、ロマの300のキャンプの撤去と「自発的帰国」の要請、犯罪を起こした帰化国民の国籍剥奪などを提案し、「自発的帰国」を受け入れたものには一人当たり300ユーロ（子供は100ユーロ）の「帰国費用」を支払うという内容である（土谷2004: 64）。

ロマという特定民族のみを標的とする差別的取組は、欧州基本権憲章での民族的マイノリティ非被差別というリベラルな規範に抵触す

る可能性がある。また、EC指令2004/38では、EU市民（EU加盟国の国籍を有する者すべて）が、どんなに資力がなかろうと他加盟国で3か月までは無条件で居住する権利が認められており、当該国で就労しているか十分な資力保有を証明できれば、3か月超の居住権も保障される。この条件を満たさない場合、そのEU市民は「不法移民」となり、受入国による国外追放措置が合法的に可能となる。ルーマニア・ブルガリア出身者が多くを占めるロマ民族の場合は、両国がEU加盟国であるのでEU市民であり、EC指令2004/38のルールに服する。仏UMP政権の対応がEU法に抵触しないためには、ロマを国外追放処分とするにしても、事前に、EC指令2004/38の規定に照らした各ロマの滞在の違法性の有無や不法行為の存在につき確認のステップが必須である。そのステップも省略して、ただロマというだけで国外追放処分とすることは、民族的マイノリティへの差別的対応かつEU市民の権利侵害として明確なEU法違反行為を構成する。

仏UMP政権の動きにつき、レディング欧州委員は、明らかにロマが標的にされていることに懸念しつつも、それを裏付ける証拠もなかったため、当初は「犯罪行為者の国外追放は各国主権事項である」として、仏UMP政権の動きに対して慎重なスタンスであった。しかし、2010年8月に入り、仏政府から仏警察に対する指令書で、追放最優先対象としてロマが名指しされながら、事前確認も行わずにロマを標的とした組織的に意図された国外追放の証拠が明るみになると、それまでの「ロマの集団追放ではない」とする仏政府公式見解は明確に否定され、一転してレディングは態度を硬化させた。

2.2 欧州議会審議での政党会派間の連携状況

この時点で既に欧州基本権憲章の発効を見ているため、「リベラル保守」次元に関わる争点が欧州議会の場合への持ち込みは制度的に可能な状態となっていた。そこで、欧州基本権憲章に基づく欧州議会での初の正式な審議対象として、この仏UMP政権によるロマ追放問題が取り上げられた。この問題につき、欧州議会本会議では9月7日に審議が行われたが、それを牽

引したのは予想通りにリベラル会派 ALDE であった。さらに、単に審議するというだけではなく、この ALDE に牽引されて、中道左派会派 S&D、環境会派 Vers-ALE、左派会派 GUE/NGL の 4 会派が共同で、仏 UMP 政府を非難し、即時の是正を促す決議案も提出した。

さらに、この ALDE ら 4 会派連携による共同決議案への対抗決議案として、中道右派 EPP と保守会派 ECR による共同決議案も提出された。EPP と ECR の共同決議案の内容は、仏 UMP 政権を非難するのではなく、仏政府としての治安維持の必要性からロマの国外退去処分を仏の国家主権として認める内容だった。つまり、保守的志向勢力として、UMP が属する EPP が会派全体で UMP を庇いながら保守会派 ECR と連携し、それらが ALDE ら 4 会派連携によるリベラル勢力と対抗する構図となったわけである。

審議を経たうえでの票決は 9 月 9 日に実施された。その結果、EPP と ECR による共同決議案は、賛成 287 反対 328 棄権 20 で否決された。ALDE ら 4 会派の共同決議案は、賛成 337 反対 245 棄権 51 で採択された (European Parliament 2010: 2-5)。欧州議会での決着としては、保守陣営が敗北し、リベラル陣営が勝利したことになる。

欧州議会による決議は、名指しされる対象に法的対処義務を課さないが、政治的圧力として機能する。また、議院内閣制同様、欧州議会の信任を経て発足する欧州委員会 (欧州委員会の各担当委員は選挙による選出ではない) にとっても、民主的正統性を持つ欧州議会の決議を、アカウントビリティ確保の点から尊重する。そのため、欧州議会決議は欧州委員会に対して組織的対応を取る事実上の圧力を及ぼす³。そして、欧州委員会が発動する手段、たとえば欧州司法裁判所への提訴を通じ、決議で名指しされた対象、この場合であれば仏政府は、政治的圧力から一歩進んで、法的強制力とともに是正措置や罰金が科される恐れも発生する。

この欧州議会によるリベラルな価値に沿った

決議を受けて、9 月 29 日、レディングは公式に EU 法違反手続発動、すなわち欧州司法裁判所への提訴可能性を警告しつつ、仏 UMP 政権に対して 10 月 15 日までに事態の是正方策の提出を求めた。特にレディングが問題点として指摘したのは、仏国内では、そもそも EU 域内での人の自由移動に伴う国籍・民族の差異に基づく差別的取扱禁止を含む EU 法が完全に国内法制化がなされていないことであった。10 月 15 日深夜、仏政府から EU 法に沿って国内立法を行う主旨の是正方策案が提出され、これを受けて 10 月 20 日にレディングは仏政府への公式な EU 法違反手続は発動しない方針を明らかにし、欧州議会でも仏 UMP 政権によるロマ追放問題はひとまず収束した扱いとされることになった。仏 UMP 政権は翌 2011 年 6 月 16 日に該当する法律を国民議会で可決させており、これを見届けた欧州委員会のレディングは 2011 年 8 月 25 日に仏政府が問題解決したとみなしている (URL1)。

3. ハンガリーのオルバン政権の統治スタイルへの糾弾

3.1 EU 安定成長協定の遵守と年金の国有化

2010 年 4 月 11 日と 25 日の選挙により、ハンガリーで政権交代が生じ、ヴィクトル・オルバンを首班とするフィデス＝ハンガリー市民同盟とキリスト教民主人民党による連立政権が誕生した。連立与党で国民議会 386 議席中 321 議席を占め、重要法案可決に必要な 2/3 を超える 83% の議席占有率となった。この議会基盤をもとに、2010 年だけで 10 回も憲法改正しつつ、オルバン政権の保守主義的な国内政策が急速に推し進められた。その政策の方向性については、「ネオリベラリズムと国家主義と新保守主義という、異なるイデオロギーを併せ持つ拡散的なもの」と評する論者もいる (Szikra 2014: 495)。

³ 実際、1999 年段階で、当時サンテルを長とする欧州委員会に対し、複数欧州委員の不正事件に端を発した信任問題の追及において、欧州議会が、欧州委員会が自発的に総辞職をしない場合、総辞職を迫る決議を可決する旨を表明した段階で、欧州委員会は総辞職を決断した。詳細は福田 (2000) 参照。このように欧州議会の決議は、厳密な法的義務を伴わなくても、欧州委員会に対して政治的圧力として有効に機能する。

EUとの関わりでは、まずオルバン政権にとって課題となったのは、EUの安定成長協定で求められる対GDP比単年度赤字3%未満の遵守であり、それを実現するために年金制度改革を行ったのだが、その方法が特殊であった。ハンガリーでは1990年代初頭に、共産主義時代からの公的年金スキームの一部を切り分けることで民間年金を導入したが、まだ途上で「移行期間」とされる民間年金への充当金としてGDPの1.3%分の歳費が投入されていた。民間年金の加入者は全労働者の4分の3が加入するほどに広がり、その加入者らの拠出金の規模はハンガリーのGDP比で約10%に相当していた。

各国で公的年金でなく民間年金比率を高めることはEUの方針に沿うものでもあったため、オルバン政権はこのGDPの1.3%分の財政赤字計上からの除外を欧州委員会に求めたが、2010年8月に欧州委員会はこれを拒否した。その結果、オルバン政権は、同年11月に民間年金スキームを公的年金に繰り入れる形で年金制度を国有化する方針を打ち出し12月13日に実現した。不満を持つ民間年金加入者としては、財産権の侵害としてオルバン政権を憲法裁判所に訴えることもかなわなかった。というのも、11月に別個の法改正を通じて、国・地方の財政・予算・税制に関する法律に、憲法裁判所の違憲審査権が及ばない制度改正が済まされていたからである。こうして憲法裁判所の機能を半ば恣意的に制限しつつ、民間年金の国有化の結果として増大した歳費の多くを財政赤字削減に充当することにより、ハンガリーは2012年に財政赤字をGDP比で1.9%まで抑え込むことに成功している（Eurostat 2013）。これは、経済面での次元に属する事象かもしれないが、まずはオルバン政権の保守的性質の一端として、民営化の趨勢に逆行する「年金の国有化」を行うことで、「公私」区分における「公」の優先状況を垣間見せているのである。

3.2 メディア統制に対する糾弾と欧州議会での審議状況

一方で、2010年12月21日にオルバン政権がメディア統制のために実現させた立法及び憲法改正は、出版・放送・海外のものも含めたインターネット上のオンライン・メディアも監視

対象とする内容であった。政権批判等の政権に不都合な内容を報じるメディアは、与党フィデス関係者が従来のメディア規制当局（Media Authority）の要職を独占できるよう改正されたメディア法を通じて常時検閲されつつ、政権批判に対する高額な罰金の他、恣意的な放送免許取消が想定された。また、憲法改正を通じて、Media Authorityを補完する、5名の評議員から成る独立の第三者機関のメディア評議会（Media Council）が新設され、これもテレビ・新聞に限らずあらゆるメディアの内容に政権批判的な「偏向」的内容が含まれないかどうかを監視する機関とされた（Bugarič 2014: 8-9, 17-18）。5名の評議員にはフィデス関係者が就任した。この事態は、民主主義の基盤となる表現の自由とメディアの多様性という価値を根本的に損ねる国家統制的動きであり、これらの価値を保証する欧州基本権憲章に抵触する事象だった。しかし、オルバン政権は2011年1月から半年任期のEU議長国政府となる矢先であったため、EU全体の議事運営に支障が及ぶことを懸念して、当初は欧州委員会としても慎重に対応していた。

欧州委員会によるオルバン政権への直接的な対応は1月21日から開始された。欧州委員会がそれまで慎重であったのは、メディア法については是正通告をするにしても、その主たる根拠の選択、すなわち、欧州基本権憲章を中心とする表現の自由への抵触とするのか、あるいは、別途2007年にEUで成立していたメディアの多様性に関するEU指令への抵触とするのか、この判断に慎重だったからでもあった。欧州委員会は後者に比重を置くことを選択した。そこで、欧州委員会としてオルバン政権に対応するのは、仏UMP政権によるロマ追放問題を扱った正義・基本権・市民権担当欧州委員のレディングではなく、メディア担当欧州委員のネリー・クルース（Neelie Kroes）となった。クルースは、オルバン政権副首相ナブラクシクスとメディア法の是正につき交渉し、2月1日には、EU法に沿ってメディアの多様性を確保するよう是正する主旨の言質を得た（URL2）。

2月16日には、欧州議会本会議での審議が行われた。ここでは、クルースによる状況説明の後、まずは、オルバンのフィデスを所属政党として含む中道右派EPPを代表して、自身は

イタリア「自由の家」所属のマルコ・スクリア (Marco Scurria) 議員が「クルース欧州委員による対応で十分であるため、このことを議論すること自体にもうあまり意味はない。」と発言した。それに対して、中道左派 S&D を代表して、自身は英労働党所属のクロード・モラエス (Claude Moraes) 議員は、「クルース欧州委員による対応の内容だけでは、ハンガリーのメディア規制当局メンバーを政権が恣意的に任命可能な状態が継続する余地があるため、問題は解決できていない。」として、欧州委員会の対応の不十分性をも含めて問題視した。リベラル会派 ALDE の代表発言者として、自身はルーマニアの自由国民党所属のレナート・ウェバー (Renate Weber) 議員も、モラエス議員に同調しつつ、「クルース欧州委員が対応したのは、『もっとはるかに大きな絵の一部にすぎない』 (only a part of a much bigger picture)、政治的に莫大な権力がメディア管理当局者の手中に残るままである」として糾弾した。

一方で、自身はポーランドの「法と正義」所属のジビグネフ・ジョブロ (Zbigniew Ziobro) 議員は、保守会派 ECR を代表して、次のように発言している。「この件を議論することにはあまり意味がない。この議論の場は、単に中道左派陣営が、右派で保守的なオルバン政権を批判するだけの場に成り下がっている。」「たしかに発言の自由は大事である。わたしの祖国のポーランドでも、政権が権力ポストの上層部を握り、保守的・右派的な思考をしているというだけで公共放送のジャーナリストも辞職させられているので、政治的志向性の左右とは切り離して、純粋に政治権力からのメディアの自由の問題として考えるべきだ。」(Official Journal of the European Union 2011: 162-81)。

この欧州議会の本会議では、主要 6 会派から個別の決議案⁴も提出されている。中道左派 S&D・ALDE・環境会派 Verts/ALE・左派会派 GUE/NGL は共同決議案⁵も併せて提出し、オルバン政権によるメディア法への追及をさらに厳しく求めていた。これら 4 会派が連携しなが

ら、オルバン政権や及び腰に見える欧州委員会の対応の不十分性を糾弾するのに対して、EPP と ECR がオルバン政権を弁護するという構図が再現した。欧州議会の政党会派間での「リベラルー保守」の会派間対抗図式としては、大枠では、仏 UMP 政権によるロマ追放問題と同様の状況にあることが確認できるだろう。

しかし、上記の個別議員の発言を見ると、特に保守会派 ECR を代表したジョブロ議員が、暗にポーランド国内での当時与党の市民プラットフォームによるメディア統制を批判しているのは興味深いものである。なぜなら、市民プラットフォームは欧州議会政党会派としては中道右派 EPP に属しており、このハンガリーのメディア統制問題に関しては、ジョブロ議員も欧州会派 ECR の一員として EPP と連携する立場にあるはずなのだが、ジョブロ議員が所属する「法と正義」は、ポーランド国内で当時与党の市民プラットフォームと対抗する主要野党であり、国内政治での政党間亀裂を内在させながらも、欧州議会政党会派間としては連携するという、歪みをはらんだ状況を如実に示しているからである。これは、表面上の連携の水面下で、保守陣営の EPP と ECR の間での結束度合いは実は強固ではなかったことを示唆する要素である。この事案で、さらに中道右派 EPP と保守会派 ECR が完全には連携しきれていなかった証左として解釈可能であるのは、リベラル陣営の 4 会派が各個別の決議案に加えて共同決議案を提出した一方で、EPP と ECR は共同決議案を提出していない点である。これは、仏 UMP 政権によるロマ追放問題の際には、EPP と ECR による共同決議案の提出があったことと比較するとその違いが際立って意識される。このような 2 月 16 日の審議を経て、実際に決議案への票決が行われたのは 3 月 10 日のことである。そこでは、3 月 4 日に修正版として提出された S&D・ALDE・Verts/ALE・GUE/NGL による「ハンガリーのメディア法に関する決議案」⁶が、賛成 316 反対 264 棄権 33 で採択された (European Parliament 2011: 2)。

⁴ B7-0099/2011 EPP、B7-0100/2011 ECR、B7-0103/2011 Verts/ALE Group、B7-0104/2011 ALDE、B7-0107/2011 GUE/NGL、B7-0112/2011 S&D

⁵ B7-0103/2011

⁶ B7-0191/2011

3.3 「民主主義の原理」の解釈をめぐる 会派連携間の対抗

ハンガリーのオルバン政権の保守主義に対する懸念は、終わらないどころか、すぐに加熱することとなった。2011年4月にハンガリーの新憲法が制定され、2010年までの改革内容を憲法レベルで規定して盛り込みつつ、メディアに限らずに国家制度を全般にわたって、政権による統制色を強めたものとして解釈されたのである。たとえば、年金制度を国有化する際に憲法裁判所の違憲審査権を制限していたことは先述のとおりだが、新憲法の規定と合わせて、重要法律(Act CXCIX/2011)として、公務員及び裁判官につき62歳での強制退職制度(従来70歳で制度移行期間1年)及び、62歳未満の公務員対象に「信頼を損ねた場合の緊急解雇」制度が導入された。これはオルバン政権にとって不都合な裁判官らの追放手段として設けられた制度であると解釈された。経済政策の面でも、失業保険給付期間短縮化(9か月から3か月へ)とともに、失業者は職業訓練よりも低賃金の強制公務参加制度と結び付けられた。この強制公務参加制度は、従来の公務員をリストラする方便としても意図されつつ財政負担緩和に寄与した。さらに、新憲法では保守的な「家族的価値」を重視し、異性間を前提とした婚姻制度を規定するとともに、女性ができるだけ子どもを産みやすいような家族政策も展開した。これは育児休業期間の延長だけでなく、子どもの数に応じて税の優遇措置を拡張するもので、生活保護等の社会給付水準を低下させたことと合わせると、全体として逆進的再分配として機能した。

EUの欧州委員会としての公式対応は、2012年1月17日、再び、正義・基本権・市民権担当欧州委員のレディングが、ハンガリー政府に対してEU法違反手続を視野に入れた通告を発して行われた。改善を求めた内容は、①中央銀

行の独立性の歪み(中央銀行の会議議題の政府への事前通告義務があり、大臣はいつでも会議に参加できる点)、②先述の裁判官および公務員の62歳定年制、③データ保護当局の独立性の歪みの3点であった⁷。

欧州議会本会議では、レディングによる通告の翌日の1月18日に議論が行われ、オルバン首相自身も自分の意思で参加・演説し、各会派から多くの意見が出されて長時間の議論となった。ALDEのリーダーのギー・ヴェルホフスタット(Guy Verhofstadt)は「問題の本質は、中央銀行の独立性や裁判官・公務員の急な強制的定年引下など個別の技術的な事柄ではなく、根底にある大きな問題として捉えるべきである。ハンガリーの問題では、民主主義や法の支配の原理そのものが問われているのであり、自由や民主主義、多元主義、法の支配などの諸価値に抵触する問題として、リスボン条約7条に規定されている、加盟国政府のEUでの投票権や権利の制限に至る手続きの発動を視野に入れるべきである。」と述べた。このリスボン条約7条によるEU加盟国政府への制裁措置とは、同条約2条に規定されているEUが立脚する基本原理に抵触する場合の発動が想定されているもので、欧州司法裁判所への提訴によるEU法違反手続の次元を超えた重みを持つ。これまでに一度も発動された実績はない。

ヴェルホフスタットに典型的なALDEの主張に、これまで通りS&D・Verts/ALE・GUE/NGLの各会派所属議員らも概ね同調した。一方で、ECRやEPP所属議員らからは「(ALDEらは)問題を大きく捉えすぎだ。昨日に欧州委員会が通告手続をとったのだから、その行方を見守りさえすればよい。」⁸「オルバン政権はハンガリー国民により民主的に選ばれ、今でもその支持があるのだから、そのハンガリー国民の意思を信頼することこそが、民主主義の尊重である。」⁹と、やはりオルバン政権を弁護する

⁷ このうち、中央銀行の独立性についてはオルバン政権による改善方針が見られ違反手続対象から除外されたが、残る2件につき2012年4月25日にEU法違反手続としてハンガリー政府を欧州司法裁判所に提訴した。裁判官および公務員の定年制に関しては、欧州司法裁判所は、2012年11月6日、年齢による雇用や職場での差別禁止に関するEU指令違反と判断し、それを受けてオルバン政権は2013年3月11日に新たな法律を制定し、1年での強制的62歳定年制移行ではなく、10年かけて65歳定年制へと改めた。これにより欧州委員会は裁判官および公務員の定年制の問題の違反手続を停止した。残るデータ保護当局の独立性については、2014年4月8日に欧州司法裁判所がEU法違反であると判断したが、その後もハンガリー政府による改善は行われていない。

⁸ EPP・マルタ国民党所属のシモン・バスティユ(Simon Busuttil)議員の発言

⁹ ECR・ポーランド法と正義所属のリシャード・レグトコ(Ryszard Legutko)議員の発言

発言がなされた (Official Journal of the European Union 2012: 76-122)。この議論を経て 2 月 16 日に EPP 決議案 (B7-0050/2012)、ECR 決議案 (B7-0053/2012)、ALDE・S&D・Verts/ALE・GUE/NGL 共同決議案 (B7-0095/2012) の三決議案をもとに票決が行われ、前二者は各々、賛成 265 反対 324 棄権 38、賛成 293 反対 329 棄権 8 で否決された。否決された両決議案を比較すると、オルバン政権により寛容であるのは EPP 案だった。その第 1 条では「ハンガリー政府の民主的取組を問はず根拠のない攻撃を拒否する。」とされていた。いずれにしても、再び保守陣営には共同決議案が無い点に留意すべきである。最終的にはリベラル陣営 4 党派による共同決議案が賛成 315 反対 263 棄権 49 で、「ハンガリーの最近の政治展開についての決議」として採択された (European Parliament 2012: 4-5)。その 7 条目ではリスボン条約 7 条の発動可能性にも言及している。

4. ジェンダーバランス改善指令案をめぐる対抗図式

4.1 企業におけるジェンダーバランス改善指令案の内容

EU における男女平等政策は、1970 年代から均等待遇指令などにおいて見られたが、今世紀に入っても依然として社会的実態として男女間賃金ギャップの存在が懸念され、あらゆる機会での平等を図るイニシアチブが継続的に行われてきた。その延長上に、企業の幹部層でのジェンダーバランスが論点として浮上した。イニシアチブをとったのは再び欧州委員のレディングだった。2011 年 3 月に EU 域内の上場 24 企業代表を集め、女性幹部比率改善には、企業による自主的取組と公的立法措置による取組とのいずれがより有効かについて議論した。それを踏まえて、レディングは、企業による自主的取組による効果を確認するべく、約 1 年間にわたり「2015 年までに 30%、2020 年までに 40% の女性幹部を置く誓約書」への署名を EU 域内全上場企業に呼びかけつつ、同時並行で上場企業での女性幹部参画実態をモニターした (武田 2013: 144-45)。いわば企業による自主的取

組の有効性についてレディング自身が実証実験を行ったわけだが、レディングはその結果がおもしろくない場合には、欧州委員会として法案を策定することを公言していた。レディングの実験結果からは、企業による自主的取組による効果は限定的でしかないと判断された。そこで、2012 年 1 月段階で EU 域内上場企業のうち取締役会及び代表取締役に占める女性比率が各々 14%、3% と低い状態にある不均衡を是正するため、レディングは EU 指令案の策定作業に着手し、2012 年 11 月 14 日に「企業社外取締役のジェンダーバランス改善に関する指令案」(European Commission 2012) を提案した。

その骨子は、非業務執行取締役 (企業社外取締役) の女性割合が 40% 未満の上場企業に対し、非業務執行取締役に關して、その採用選考の際の客観的基準の事前設定とともに、女性比率を「49% を超えずに 40% に最も近い」数値目標設定を義務付けること、それにより、2020 年 1 月 1 日 (公的機関の場合は 2018 年 1 月 1 日) までに女性比率 40% 実現を加盟国が確保すること、業務執行取締役 (社内取締役) については各上場企業が 2020 年までに自ら男女比率目標設定の義務づけを加盟国が確保すること、対象企業による年一度の状況報告と公開を義務付けることである。さらに、目標未達の企業に対する罰則、すなわち、加盟国が定める行政罰や、一旦は選任された非業務執行取締役の選任取消までを含めた制裁措置の適用可能性も開く内容となっていた。ただし、制裁措置の適用は厳格な数値目標未達によるとは限らず、未達の場合はその理由が正当化されるかどうかによる。従業員 200 人未満の中小企業については指令の対象外とされた。

4.2 指令案への反発の状況

ジェンダーバランスでの一定の強制性を帯びたクォータ制 (比率割当制度) を含む欧州委員会の指令案は、男女平等のリベラルな価値観を反映するものであるため、閣僚理事会や欧州議会での審議では、保守的な価値観を有するアクターからの抵抗が予想された。欧州委員会による指令案への抵抗は、2012 年 11 月 14 日の提案以前に予兆があった。たとえば、レディングが担当委員として主導しつつ本指令案を

まとめたわけだが、欧州委員会として正式に欧州議会と閣僚理事会に提案する事前段階で、欧州委員会内での合意を得なければならない¹⁰。この段階で他の欧州委員らから懸念が示された。当時の欧州委員全27名のうち9名が女性であったが、このうち、マルムストロム司法内務担当欧州委員のほか、外交担当欧州委員として外務・安全保障上級代表でもある英労働党(S&D)所属のキャサリン・アシュトン(Catherine Ashton)、気候変動担当欧州委員のデンマーク保守党所属(EPP)のコニー・ヘデガー(Connie Hedegaard)が、女性幹部比率割当制には反対していた。当のレディング本人も「わたしは個人的には割当制の大ファンではないです。しかし、それがもたらす結果は好みます。」と述べたことがあった(URL3)。

レディングによる公式な指令案を受けた欧州議会議員の反応としては、英保守党(欧州議会会派 ECR)所属のマリナ・ヤナコダキス(Marina Yannakoudakis)議員が「これは法的に拘束力がある指令案であって、ブリュッセルによる英国の雇用法規への干渉は嬉しくない。」と述べている。これは明らかに指令案への反対意見である。繊細な発言としては、リベラル会派 ALDE 所属でオランダ民主 66 所属のソフィー・イントベルト(Sophie in't Veld)議員が「リベラルとしては割当制という不自然さを好みはしないものの、過去 40 年何もせずに自然の成り行きに任せてきてみた結果は惨めなものでしかない。」と述べている(URL4)。この ALDE 所属議員の発言が有するニュアンスは、後述するが、大きな意味を持つ。

4.3 独 CDU/CSU によるリベラルな価値への妥協

2013 年初には独国内政治で興味深い動きが観察された。独上院連邦参議院では野党 SPD(S&D)と同盟 90/緑の党(Verts-ALE)が多数派となっていたが、それらがレディングによる EU 指令案に沿う法案、すなわち、2023 年までに独フランクフルト証券取引所上場主要銘柄

30 社の非業務執行取締役の 40%を女性とするように仕向ける法案を発案していた。この野党案に、与党 CDU/CSU (EPP)からも同調する議員が出始めた。そのうち 25 名が、第一段階として 2018 年までに非業務執行取締役の女性比率 20%とすることを目指す「ベルリン宣言」に署名してグループを形成した(URL5)。メルケル首相をはじめとして CDU/CSU 議員の多くは取締役への女性比率割当には反対だったため、2013 年 4 月半ばに野党案への票決を連邦議会で採る際に「ベルリン宣言」署名グループらが野党に与する「造反」の食いとめに苦勞するほどであった。

独ではこの年の 9 月 22 日に総選挙が行われ、従来の連立与党の自由民主党(ALDE)が 5%条項を満たせず議席を失い、630 議席中の 310 議席獲得で第一党となった CDU/CSU は、第二党で 193 議席獲得した SPD(S&D)との大連立を視野に入れて連立交渉を進めた。その過程で、SPD が主張してきた企業取締役への女性割当比率導入案に CDU/CSU は妥協することにした(URL6)。これにより独では国内企業につき、非業務執行取締役での女性 30%割当を 2016 年から要求し、2021 年以降はさらに 40%割当を目指すことになった。

4.4 欧州議会本会議での審議過程と票決の検証

欧州議会では、2013 年を通じて指令案を二つの常設委員会(女性の権利とジェンダー平等委員会および法的問題委員会)が主管して検討していた。その過程では、環境会派の Verts-ALE 所属議員から「女性取締役比率 40%の目標は非業務執行取締役だけでなく業務執行取締役にも拡張すべきである」との意見も出されたが、それは却下された。両委員会で合同票決は 2013 年 10 月 14 日に採られた。その結果、賛成 40 反対 9 で、ほぼレディングの指令案に沿った形での修正指令案を採択した。付加項目としては、非業務執行取締役の女性比率割当目標未達の罰則の選択肢として、EU から配分さ

¹⁰ 基本的に欧州委員会としての合意はコンセンサスで決せられるが、票決とされる場合は単純多数決による。11 月 14 日の欧州委員会合での本指令案採択の合意はコンセンサス方式で決された。

れる構造基金受取資格の停止や公共調達入札不参加措置という選択肢が追加された。中道左派 S&D の本指令案担当者を務める塊・社会民主党所属のエブリン・ゲルナー (Evelyn Regner) 議員によれば、審議過程で「何人かの保守会派 ECR 所属議員から、同族会社の大企業は適用除外とする提案があったが、それでは自動車メーカーの BMW や玩具メーカーのレゴは除外されてしまい意味がないので、受け容れられなかった。」(URL7)

独で大連立交渉中の両党間による企業取締役女性割当の合意ができたまさにその翌日の 11 月 19 日、両主管委員会でも前月 10 月 19 日に採択された修正指令案をもとに欧州議会本会議での審議が行われた。そこでの議論においては概ねの議員が賛意を表明するなか、ECR を代表して英保守党のヤナコダキスは、「この指令案と同様の 2000 年代ノルウェーでの取組は、黄金のスカート (golden skirts) 現象と呼ばれる、一握りの有能な女性が 90 以上もの企業の非業務執行取締役を兼ねて裕福になる反面、ポストがその人たちに独占されて、実質的な女性取締役の数としては逆に減少するという失敗をしたのであり、割当制は逆効果である。女性への機会提供や役職就任の意欲喚起にとどめるべきで

ある。強制的に割当するのは逆に女性への侮辱である。」と述べ、明確に反対した (Official Journal of the European Union 2013: 431)。審議翌日の 20 日に票決が行われた結果、賛成 459 反対 148 棄権 81 で欧州議会としての修正指令案が確定した。この票決は点呼投票で行われたため個別議員の投票行動を確認できる。「点呼投票結果」(European Parliament 2013:110-111) と欧州議会議員リスト (URL8) との照合作業で、各議員投票行動結果をもとに、欧州議会会派内の国内政党の投票傾向の読み取りができる。これを実行した結果を整理すると、表 1～3 のような状況であった。

表 1 は、ECR に反対が多いことを示している。これは保守志向に基づく男女平等という「リベラルな価値への抵抗」として予想を裏切らないように見えるが、必ずしもそうとは断言できない。なぜなら「EU から国家主権に関わることに干渉されたくない」という要因のほうが大きく作用した可能性も排除できないからである。しかし、その二つの要因は相互に矛盾することなく同時追求できる志向性であるため、ECR の凝集性 (造反が出ないこと) が非常に高いと解釈できる。表 2 からは ECR の主要構成国内政党である英保守党とポーランドの「法と正義」

表 1 主要欧州会派別投票内訳

	GUE/NGL	Verts-ALE	S&D	ALDE	EPP	ECR
賛成	16	49	160	45	182	2
反対	8	2	1	22	27	50
棄権	5	0	17	15	39	0

表 2 国内政党の欧州議会政党会派括りによる整理

S&D				EPP				ECR	
英労働党	仏社会党	SPD	MSZP	UMP	CDU	PO	フィデス	英保守党	法と正義
全員棄権	賛成	賛成	賛成	賛成	分裂	賛成	賛成	反対	反対

※ SPD: 独社会民主党 MSZP: ハンガリー社会党 UMP: 仏国民運動連合 CDU: 独キリスト教民主党 (CSU = キリスト教社会党を含む)
PO: ポーランド市民プラットフォーム

表 3 加盟国ごとの二大国内政党に着目した投票傾向の整理

イギリス		フランス		ドイツ		ポーランド		ハンガリー	
英労働党	英保守党	仏社会党	UMP	SPD	CDU	PO	法と正義	MSZP	フィデス
全員棄権	反対	賛成	賛成	賛成	分裂	賛成	反対	賛成	賛成

ともに確実に EU の指令案に反対しているのがわかる。

表 1 では、さらに ALDE が非常に分裂的であることを示しており、男女平等のリベラルな価値との親和性に照らして考慮すると驚きである。この謎を読み解くには先に触れた同会派所属のイントベルト議員の発言のニュアンスを受けとめる必要がある。つまり、割当制等の人為的な規制の不自然さを好まない選好も大きいのである。男女平等の実現もリベラルな選好として大事であるが、それを実現するのが規制的な方法であるとき、リベラルはジレンマに陥る。そのいずれかを重視するかで賛否がわかれ、ジレンマのままであれば棄権となる。ALDE で反対したのは独自由民主党 7 名、蘭自由民主国民党 3 名で、棄権には英自由民主党 3 名、蘭民主 66 が 3 名、独自由民主党 1 名が含まれる。

表 2 からは、S&D における英労働党所属議員らの逸脱的行動に気づかされる。表 1 での S&D の棄権 17 のうち英労働党が 12 名を占め¹¹、デンマーク社会民主党 2 名も棄権である。EPP 内では独 CDU/CSU の離反的投票行動が見られ、所属 42 議員のうち当日出席議員は 35 人で、投票内訳は賛成 23 反対 8 棄権 4 である。これは先述の通り、独国内での SPD との連立を見据えた妥協が 2 日前に合意されたとはいえ、保守的観点から承服できない選好の残滓を示すものであると解釈できよう。

5. 結 語

2010 年代の欧州議会に焦点を当てた「リベラル-保守」の対抗状況を整理してみよう。欧州議会では、リベラルな価値の唱導連携として、リベラル会派 ALDE + 中道左派 S&D + 環境会派 Verts-ALE + 左派会派 GUE/NGL が構成される一方で、保守志向の唱導連携として中道右派 EPP + 保守会派 ECR が構成され、それら陣営間での対抗関係が基調をなしている。これは仏 UMP 政権 ロマ追放問題の検証事例からもうかがわれた。ただし、各陣営内での結束度合いは異なる。オルバン政権糾弾の事例でも、リベラ

ル陣営は保守陣営に対抗する際、陣営内での会派間連携は一貫して強固であった。対して、保守陣営内での会派間連携はリベラル陣営ほどには強固ではないことが窺われた。その要因の一端は、EPP と ECR をまたいで国内政治で対抗関係にあるポーランドの二大与野党が存在するなど、国内政治の亀裂が影響を及ぼすことにある。

しかし、リベラル陣営の連携は、保守的事象というリベラルから見た制約の除去に関わる「消極的自由」の局面では強固だが、いわば「積極的自由」としてのリベラルな価値を自ら追求しようとする場合には、その連携は弱化する。というよりも、欧州議会での唱導連携の対抗関係の線引きが、表 1 に則して言えば、中道右派 EPP と保守会派 ECR との間か、もしくは中道右派 EPP 内のどこかで線引きされるのである。

企業社外取締役のジェンダーバランス改善の指令案の事例では、リベラルな価値を追求しようとする際に、自己が忌み嫌う規制手法に対して覚える違和感からリベラル会派 ALDE がジレンマに陥るのを見た。この点では、むしろ中道左派 S&D のほうがジレンマを抱えておらず、リベラルな価値を追求する独 SPD が保守的な CDU/CSU を国内政治で妥協させたように、中道左派 S&D（英労働党は除く）が中道右派 EPP を取り込みながら連携するのである。これはいわば欧州議会内での二大会派による大連立となるが、そこにおいてリベラル会派 ALDE は埋没し、この二大会派の大連立によるリベラルな価値の追求に対して、保守会派 ECR が対抗的にそれを阻止しようとする。これが「積極的自由」としてリベラルな価値の追求が行われる場合の、EU 政治、とりわけ欧州議会政党会派間連携でのリベラル-保守の政治的対抗関係として見出すことができるだろう。

参考文献

【日本語文献】

武田美智代 (2013) 「ジェンダーの平等に向けた EU の施策—企業の女性役員割合に関する指令案を中心に」『外国の立法』257、139-52 (2016 年 6 月 30 日取得、<http://dl.ndl.go.jp/view/>)

¹¹ 英労働党所属の欧州委員で外務・安全保障上級代表のアシュトンがレディングの指令案に懸念を示していたことも符合する。

download/digidepo_8301171_po_02570008.pdf?contentNo=1)。
 土谷岳史 (2014) 「『ノマド』という罪: EU シティズンシップの
 ポリシング」『高崎経済大学論集』56 (4)、59-73
 福田耕治 (2000) 「欧州委員会の総辞職と欧州議会」『早稲田政
 治経済学雑誌』341、233-63

【外国語文献】

Bugarić, B., (2014) Protecting Democracy and the Rule of Law in
 the European Union: The Hungarian Challenge, *LSE 'Europe in
 Question' Discussion Paper Series LEQS Paper No. 79/2014*
 European Commission (2010) (COM/2010/133/final) The social and
 economic integration of the Roma in Europe (Retrieved on June20,
 2016)
 European Commission (2012) (COM/2012/614/final) Proposal for
 a Directive of the European Parliament and of the Council on
 improving the gender balance among non-executive directors of
 companies listed on stock exchanges and related measures (Retrieved
 on June30, 2016)
 European Parliament (2010) (P7_PV(2010)09-09(VOT)) Minute
 Annex1 Results of votes (Retrieved on June 23, 2016)
 European Parliament (2011) (P7_PV(2011)03-10(VOT)) Minute
 Annex1 Results of votes (Retrieved on July 1, 2016)
 European Parliament (2012) (P7_PV(2012)02-16(VOT)) Minute
 Annex1 Results of votes (Retrieved on July 6, 2016)
 European Parliament (2013) (P7_PV(2013)11-20(RCV)) Minute
 Annex1 Results of votes (Retrieved on August 19, 2016)
 Eurostat (2013) General Government Gross Debt. Brussels: Eurostat.
 Hix, S. and Gabel, J.M. (2004) "Defining the EU political space: an
 empirical study of the European election manifestos, 1979-1999", in
 Marks, G. and Steenbergen, M.R., (eds.) *European Integration and
 Political Conflict*, Cambridge University, 93-119
 Marks, G., Hooghe, L. and Wilson, J.C. (2004) "Does left/right
 structure party positions on European integration?" in Marks, G. and
 Steenbergen, M.R., (eds.) *op.cit.*, 120-40
 McElroy, G. and Benoit, K. (2011) Policy positioning in the European
 Parliament, *European Union Politics* 13(1) 150-167
 Official Journal of the European Union (2011) Debates of the European
 Parliament WEDNESDAY, 16 FEBRUARY 2011.
 Official Journal of the European Union (2012) Debates of the European
 Parliament WEDNESDAY, 18 JANUARY 2012.
 Official Journal of the European Union (2013) Debates of the European
 Parliament TUESDAY, 19 NOVEMBER 2013.
 Szika, D. (2014) Democracy and Welfare in Hard Times: The Social
 Policy of the Orbán Government in Hungary between 2010 and
 2014. *Journal of European Social Policy*, 24 (5), 486-500.
 Thomassen, J. A., and Noury, G. A. (2004) "Political competition in the
 European Parliament: evidence from roll call and survey analyses" ,
 in Marks, G. and Steenbergen, M.R., (eds.) *op.cit.*, 141-64
 Whitefield, S. and Rohrschneider, R. (2015) The Salience of European
 Integration to Party Competition: Western and Eastern Europe
 Compared, *East European Politics and Societies and Cultures* Vol.29
 No.1 12-39

【URL 等】

1. European Commission (2011) August 25, 2011 *European
 Commission -Press release*
*Free movement: Determined Commission action has helped resolve
 90% of open free movement cases* (final access on October 15,
 2016)
 2. EurActiv (2011) February1, 2011 *Hungary told to amend three
 elements of media law*
 (final access on October17, 2016
<https://www.euractiv.com/section/public-affairs/news/hungary-told-to-amend-three-elements-of-media-law/>)

3. EurActiv (2012) October22, 2012 *Reding in uphill fight over
 corporate gender quotas*
 (final access on October20, 2016
<https://www.euractiv.com/section/justice-home-affairs/news/reding-in-uphill-fight-over-corporate-gender-quotas/>)
 4. EurActiv (2012) November15, 2012 *Reding pushes 40% female
 quota on corporate boards*
 (final access on October20, 2016
<https://www.euractiv.com/section/social-europe-jobs/news/reding-pushes-40-female-quota-on-corporate-boards/>)
 5. EurActiv (2013) April16, 2013 *Merkel faces party rebellion over
 gender quotas*
 (final access on October20, 2016
<https://www.euractiv.com/section/social-europe-jobs/news/merkel-faces-party-rebellion-over-gender-quotas/>)
 6. EurActiv (2013) November19, 2013 *German parties agree to
 introduce quota for women on boards*
 (final access on October20, 2016
<https://www.euractiv.com/section/innovation-industry/news/german-parties-agree-to-introduce-quota-for-women-on-boards/>)
 7. EurActiv (2013) October16, 2013 *MEPs back 40% quota for
 women on company boards*
 (final access on October25, 2016
<https://www.euractiv.com/section/social-europe-jobs/news/meps-back-40-quota-for-women-on-company-boards/>)
 8. European Parliament MEPs Directory
 (final access on August30, 2016
<http://www.europarl.europa.eu/meps/en/directory.html>)